

## 浄土宗の談林・檀林について

宇高 良哲

### はじめに

鎌倉・室町時代には各宗共に僧侶の修学・養成機関として、談林寺院が存在した。浄土宗でも僧侶を養成する機関として談林寺院が、全国各地に散在していくつからのサークルを形成していた。それが江戸時代になると江戸幕府の政策によって、幕府の公認した寺院だけに僧侶の養成が認められ、やがて関東十八檀林に固定され、名称も談林から檀林と呼ばれるようになった。談林は談義所、談場とも呼ばれ、多くの僧侶が学問・談義する有力寺院であった。それが江戸時代になると、学問と修行を中心とした僧侶養成機関となり、次第に檀林と呼ばれるようになったのであろう。本論では初期には談林、江戸時代以降は檀林と表記する。

一 初期の談林

文禄年間（一五九二〜九五）ごろ、浄土宗内では念仏三毒滅不滅の安心問答が起こっていた。この安心問答は文禄二年（一五九三）二月ごろ、浜松城下の浄土宗寺院の心送寺で、西伝寺行公と法林寺南竜が会合した際、念仏を称えて煩惱罪障が滅するか否かについて諍論が行われ、行公は滅尽を、南竜は不滅尽を主張して譲らず、浜松城主堀尾可晴を経てついに徳川家康の耳に達するところとなり、浄土宗内をゆるがす問題へと発展した。しかし慶長二年（一五九七）七月日付の京都大雲院所蔵の貞安釈義文によれば、法林寺南竜の主張する不滅論は誤りとされ、以後不滅論をたてることを禁じられている。この安心問答は京都の大雲院住持貞安によって慶長二年七月以前に決着がつけられた。この事件に関して七月十四日付の談林岩付浄国寺所蔵の全阿弥書状には、

以上

急度申入候、去年於京都、三毒不滅之論被致候八ヶ寺之連判衆之弟子、関東へ下学文仕候、左様之輩いつれの談義所ニ成共、有許容被差置候者、住寺之儀者勿論、寺家共ニ關所可被仰付持与 御意候、猶以縦当座誰弟子にも成紛居候とも、能々相改八州可被相扨段、堅自拙者可申遣之由被 仰出候、可有其御意得候、恐々謹言、

七月十四日

全阿弥（花押）

浄国寺

とある。この書状には年号はないが、内容から見て、貞安の釈義文と同時期のものであろう。差出人の全阿弥は天正年間から慶長年間初期にかけて、徳川家康の奏者として寺院関係の事務にたずさわった内田正次である。しかし

差出人は内田正次であっても、文中に見られるように、それは徳川家康の命を伝えているものであり、京都で三毒不滅論をとなえた八カ寺衆の関係者は全ての談義所から追放されている。これらを見ると、寺数は明白でないが、関東地方に所化の学問養成のために、淨国寺の外にいくつかの談林寺院があったことがわかる。この安心問答の教義の優劣は分明でないが、貞安・存応などの滅尽論者が家康の支持を受けていたことがわかる。知恩院所蔵の九月十一日付の増上寺源誉存応書状には、

急度奉啓上候、仍就安心問答仁、関東諸談所知識衆、三国伝来安心之旨、殊経釈明文為証跡、記録雖指上候、遠境之際遅々申候処ニ、御本寺以筆記落着段、誠以都鄙佛法一途相定候、此上者彼悪解之人等、六十余州擯出堅被仰付極候、左様ニ候者、右旨高札ヲ被為立可然候、且者為是非明白、且者為仏祖御報謝、被遂御塩味<sup>梅</sup>尤候、若又於御油断者、関東中諸山違背儀可有之間、為御心得申上候、已上、

九月十一日

増上寺 源誉（花押）

進上 知恩院 御役者御披露

とある。この書状は貞安釈義文や全阿弥書状の内容をうけているものであり、慶長二年（一五九七）のものと考えてよからう。これを増上寺の源誉存応が関東諸談所を代表して、滅尽論の正統性を本山知恩院に申し入れている。京都大雲院所蔵の二月二十日付の源誉存応書状の中に「弘経寺其外衆申合、都鄙佛法正路落着致之度覚悟候」とあり、存応は早くから飯沼弘経寺善慶をはじめ多くの関東の人々と相談を重ねていたことがわかる。この頃すでに増上寺の源誉存応は関東の談所の中で指導的立場にあったものと思われる。そしてこれらの談所はある程度一つのサークルとしてのまとまりをもっていたようである。しかし、談所の中でも千葉の生実大巖寺の雄誉靈巖は不滅論を主張していたことは明白であり、必ずしも徹底したものではなかったようである。このように文禄年間から慶長

年間初期にかけて全国の浄土宗寺院を渦中にまきこんだこの安心問答の決着に、関東の諸談所が大きな影響力をもつていたことがわかる。

この安心問答が落着くと、慶長二年九月二十五日、京都知恩院の満誉尊照は関東の談林寺院に関東浄土宗法度を発布している。鎌倉光明寺所蔵の同法度には、

関東諸寺家掟之事

- 一、従前々本末、以当位之意趣、不可背本寺之事、
  - 一、諸談所之学徒、帰当流已後、於成他門他流者、可被処嚴科之旨、入寺之時一紙可被申付之事、付、従古有由諸本末申掠、当院直末之望禁制之事、
  - 一、同時出世之時、日之前後不可有相違之事、
  - 一、去時分如（徳川家康）内府様仰出、致公事徒者、余談林江不可有許容之事、
  - 一、不致年臘而致出世事、并其所之門中江不屈而、致法談之儀、禁制之事、
- 右条々、得 国主尊意相定処、諸談林被得其意、若於違背輩者、可被処罪科者也、仍如件、

慶長式 九月廿五日

知恩院 満誉（花押）

関東本山 光明寺住持

とある。また増上寺と川越蓮馨寺にある同法度の添状には、

関東浄土宗法度之儀、従本寺知恩院被相定条々、各不可有違背儀、尤候也、

（慶長二年）  
九月廿五日

（徳川家康）  
内大臣（花押）

諸談林

とある。これによってこの関東浄土宗法度は関東の支配者徳川家康の命によって出されたことがわかる。

この法度は知恩院の満誉尊照が家康の内意をうけて、前述した安心問答の跡始末のために関東の浄土宗談林寺院が守るべき規約を定めたものである。これは前述の七月十四日付の浄国寺所蔵の全阿弥書状の内容と大変よく合致する。このように早くから浄土宗寺院が家康と交渉をもっていたことが、江戸幕府草創後積極的な保護をうけた理由であろう。関東浄土宗法度は現在、鎌倉光明寺と増上寺に残っているが、光明寺所蔵の同法度をみると、この法度は本末の統制、学侶の監督、出世、訴訟の禁止、法談の取締りなど五カ条の規約を定めているものである。

また増上寺所蔵の同法度の本文は全く同一であるが、宛所が「諸談林御住持」となっている。即ち光明寺所蔵の同法度には宛所が「関東本山光明寺住持」となっており、これらの宛所の書き方からみると、慶長二年ごろ、関東浄土宗教団の中に鎌倉光明寺を関東本山として、その下に増上寺・蓮馨寺の諸談林が存在していたことがわかる。ここでも諸談林とあるだけで具体的な寺院数は明確でない。

慶長二年ごろ、関東浄土宗寺院の中で所化の養成にあたった寺院、換言すれば、談林有資格寺院は、談林法度の直接史料が残っている鎌倉光明寺・芝増上寺・川越蓮馨寺と、前述の安心問答に関係した岩付浄国寺・飯沼弘經寺・生実大巖寺の六カ寺が談林であったことは間違いない。この他にも浄国寺の本寺鴻巣勝願寺、当時高城胤則の保護のもとに度々法談を行っていた小金の東漸寺、関東浄土宗寺院中で談林教学発生の地とされる瓜連常福寺も当然談林寺院の中に含まれていたものと思われる。これらはいずれも中世以来の有力寺院であり、かつての談義所・談所といわれた学問所がそのまま談林へと名称を変えていったものと思われる。これらの関東の談林寺院は法的な交流はあるが、寺院個々は独立し、まだ近世的な有機的な教団としてのまとまりがなかった。そこで一宗を統制する必要上、関東浄土宗法度が出されたのであろう。この法度をみると、従来まとまりのなかった関東の諸談

林を惣本山知恩院を中心に統制しようとする意志が明白である。関東の首位に光明寺を置いて本山とし、その下に由緒ある諸談林をおき、更に一般寺院を何らかの形でこの下につけるといつ一つの本末関係を制定し、一元的な教団組織の確立をめざしたものであることがわかる。

これらの安心問答や関東浄土宗法度の成立過程をみると、幕府創立以前から家康は従来の浄土宗の伝統的な有力寺院を活用して統制を加えていたことがわかる。おそらくこの初期談林も既成の組織を利用してより有機的なものにしただけであり、ことさら従来いわれているように家康や存応が新設したものとは思われない。

それでは次に、この九カ寺以外の江戸時代の檀林寺院の歴史について個々に検討してみたい。

伝通院は家康の生母水野氏を葬るために慶長十三年（一六〇八）ごろに増上寺の本領小石川に存応のまな弟子廓山によって建立された寺であり、成立当初から幕府の由緒寺院である。『駿府記』元和元年（一六一五）閏六月八日の条には、

閏六月八日、廓山上人出御前、浄土宗法度可被下由依仰、件条及持参云々、

とある。これによって廓山が家康の命によって浄土宗法度の案文をもって参上していることがわかる。このように、歴史の浅い伝通院ではあるが、住持廓山がこの法度の草案を作成したために特別に出されたのであろう。更に幕府の由緒寺院として特別な扱いをうけていた。いづれにしてもこれ以前に談林になっていたことは確かであり、しかも幕府の力を背景に増上寺の次位にまで昇格している。

この元和元年までに談林としての機能を新たに有していたと思われる寺院は伝通院を含め、前述の十カ寺の外に本所靈山寺と江戸崎大念寺・太田大光院・館林善導寺・瀧山大善寺・神田新知恩寺の六カ寺がある。

慶長十七年十一月九日付の源誉存応書状（『靈山寺志』所収）をみると、この年靈山寺住持大超は増上寺存応の仲

介によって新法幢をたてることになっている。実際は大超はすでに法幢をたてていたようであり、存応の仲介によって幕府から承認されただけであろう。法幢をたてることを幕府から許可されているということは靈山寺を談林とみなしてよいと思われる。

次に江戸崎の大念寺は慶長七年ごろに源普慶巖によって創立された寺である。慶巖は増上寺存応の高弟であり『光豊公記』慶長十五年八月二十日の条によれば、慶長十五年七月に存応が国師号を勅許されたとき、一緒に香衣を許可され、御礼の参内をしている。その後も存応の供をして駿府において家康・秀忠に法談を行っている。また慶長十八年ごろと推定される同寺所蔵の存応置文を見ると、慶巖は廓山・了的・呑龍・存問と共に、病氣勝ちな存応に代って関東浄土宗教団の運営を任されており、当然彼の住職している大念寺も元和元年ごろには談林であったものと思われる。

館林の善導寺は当時幡随意および彼の弟子達が住持していた寺である。寛文五年（一六六五）七月十一日付の朱印状を見ると、善導寺は慶長元年ごろ当時の浄土宗寺院として破格の百石の朱印地をもった寺である。更に同五、六年ごろには幡随意は弟子たちに典籍を講義したり、法論に出席しているので、元和元年までに談林寺院の資格を有していたものと思われる。あるいは慶長二年ごろにすでに談林有資格寺院であったかもしれない。

瀧山大善寺は北条氏照の菩提寺として讚普牛秀によって建立された寺である。開山牛秀は浄土宗伝法史上一派をたてた僧として有名である。大光院所蔵の『末代念仏授手印』の奥書には、

于時慶長十年大呂四日授持之、

武州横山大善寺 仏子然誉（花押）

とある。これは慶長十年、後の大光院開山呑龍が大善寺の牛秀から受けた三巻書の中の第二重の伝法書であり、こ

のような伝法が行われているところをみると大善寺を談林と考えてもよからう。

次に太田大光院は『駿府記』慶長十六年十一月十三日の条に、

今夜増上寺国師、及成瀬隼人正・土井大炊助、自新田帰参、申云、於彼地義重・義貞之菩提所、昔之旧跡有之云々、是以御気色快然云々、

とある。家康は去る十一月九日に存応に命じて土井利勝・成瀬正成とともに上野国の新田義重・義貞の菩提所の調査をさせていた。そして同十三日に存応等は江戸に帰り、旧跡の見つかったことを報告している。これによりその旧跡は大光院として再興されることになった。慶長十七年五月四日付の信濃千村文書所収の大久保長安書状には、

尚々、御油断ハ有間敷候へ共、御急肝要存候、以上、

急度申入候、新田御寺之御材木儀、木曾口并遠久兵領分にて、かハセ候て出し可申由 御詫候、能様二代付候て、犬山迄下候様御尤候、但、代付候儀者、銀子にて可被成候、此以前千平右かハセ候材木のなみと(並) 御詫二

候間、可被成其御心得候、御急之事ニ候間、無油断御かハセ尤候、只今加様のうり木ハ有間敷候間、ワ利つけ

候ても御かハセ可被成候、恐々謹言、

(慶長十七年)  
五月四日

大 石見守

(遠山友政)  
遠山兵様

(千村良重)  
千平右様

(山村良安)  
山七郎右様

人々御中

長安(花押)

とあり、家康は大久保長安に命じて、木曾辺で新田の大光院の材木を急いで調達させている。このように大光院の



造営は幕府の補助により順調に進み、翌十八年四月には存応の推挙により瀧山大善寺から新任持然誓吞龍を迎えて開山としている。幕府が大光院の造営に力を入れたのは新田氏が徳川氏の先祖であるからだとしている。しかし実際は両者の関係を示す史的根拠はない。歴史事実はともかく江戸時代には大光院は徳川家の先祖の菩提寺として幕府から崇敬されていたのである。そして大光院にも大念寺同様、四月十八日付の存応の置文があり、開山吞龍は廓山・了的・慶巖・存問とともに関東浄土宗教団の運営をまかされており、成立当初から談林格の扱いをうけていたものと思われる。

また同寺所蔵の元和八年（一六三三）九月十日付の後水尾天皇の常紫衣の繪旨には、

上野国新田大光院住持、代々令聴着紫衣、奉祈 宝祚長久、不可混余寺者、繪命如此、仍執達如件、

元和八年九月十日

（正親町季俊）  
右中将（花押）

知恩院末寺 大光院住持然誓上人御房

とある。大光院は常紫衣格の寺院になっている。これは幕府の強力な推挙によったものであり、当時浄土宗内で常紫衣を勅許されている寺院は増上寺・光明寺・伝通院の三カ寺だけであり、大光院が常紫衣を勅許されたということとは談林寺院の中でも上座になったということであろう。このように大光院が短期間の内に急激に発展することができたのは増上寺・伝通院と並んで幕府の由緒寺院であったからであろう。

次に神田新知恩寺である。慶長十三年四月十日付の新知恩寺の鐘鑄勸進帳の表紙には、

慶長十三戊申年四月十日

（ママ）  
鐘鑄勸進帳

神田新知恩寺

とあり、このころ江戸神田に新知恩寺が造営中であつたことがわかる。『武州文書』所収の幡随意の晩年の書状には、「来翰并茶椀被贈候、芳情不斜候、愚老事者本山知恩教寺之以寺号、武州江戸神田与申处新知恩寺令建立、及于稔久集式百余衆、其上屋敷參回向之間、樹木四百余雖植置候云々」とあり、幡随意はかつて住職をしていた京都本山知恩寺にあやかつて、神田に新知恩寺を建立したことがわかる。そして幡随意の晩年には二百余名の所化が新知恩寺に群集していたという。『駿府記』の慶長十九年正月六日の条には、

六日、巳刻、増上寺觀智國師御礼法問、僧衆弘經寺・新知恩寺・勝願寺・了的、其外天台宗・真言宗・諸宗御  
 礼、

とあり、新知恩寺幡随意は他の談林住持と共に、存応の法間に僧衆として陪得している。これらの事実からみて幡随意は元和元年正月、七十四歳で没しており、新知恩寺はこれまでに談林になつていたものと思われる。

以上、十六カ寺は元和元年までに談林寺院の資格を有していたようである。これ以外の結城弘經寺と深川靈巖寺については談林であつたことの確証を求めがたい。結城弘經寺は天正年間に多賀谷氏の乱で飯沼弘經寺を退いていた檀誉存把が文禄五年（一五九六）ごろまでに建立した寺である。その後、慶長・元和年間の動静は詳らかではないが、同寺所蔵の真誉上人木像の胎内の寛永四年（二六二七）三月六日付の交名帳には、師匠の真誉上人の木像造営のため、所化衆が多数喜捨しており、早くから所化を養成していたものと思われる。また同寺所蔵の業誉還無の覚書によれば、「中々尋常之地ニ候者、当代之 御朱印被下候事者有間敷候、然共於関東談林之地者、不混余寺之条、縦前代之 御朱印無之候共、為永代可被下之間、從寺社御奉行、増上寺江御内意御座候故、則從増上寺以書付被仰立、寛永拾四年二月十八日ニ致登城、当代之 御朱印頂戴仕候」とあり、結城弘經寺は従来結城秀康の黒印状だけであつたが、寛永十四年に関東談林の地であるために特別に朱印状を許可されていることがわかる。これをみ

ると結城弘経寺の場合、寛永ごろにはすでに談林の資格を有していたようである。

更に深川靈巖寺は『東武実録』寛永元年（二六二四）是年の条に、

是年、雄誉靈巖上人法力ヲ以テ、江戸八町堀ノ海ヲ諸檀那土石ヲ運ヒ集メ陸地ニ筑ク、爰ニ於テ一字ヲ立テ靈巖寺ト号ス、

とあるように、靈巖寺は寛永元年に創設された寺であり、元和元年の時点では寺院すら存在しなかったはずである。靈巖寺開山の靈巖は前述した慶長二年ごろの三毒滅不滅の安心問答の際、生実大巖寺の住持でありながら、存応等と対立した不滅尽論を主張して敗れた僧である。一時近在の大綱（館山市）大巖院に隠居していたようであるが、このころには再度復帰して江戸に寺を開いている。靈巖は学僧として幕府の信用を回復していたらしく、寛永六年には幕府から推挙されて京都惣本山知恩院の住持になっており、新知恩寺同様、江戸という立地条件がものをいって学僧靈巖の許には早くから所化が集まっていたようであり、寛永元年の成立当初から談林としての資格を有していたようである。そうでなければ短期間のうちに靈巖が靈巖寺を基盤として本山知恩院の住持に昇格することはできなかったであろう。

このように江戸時代に入ると、中世以来の有力寺院の外に、徳川家康と特別な由緒関係にある伝通院・大光院、あるいは幡随意や靈巖といった学僧達によって建立された新知恩寺や靈巖寺も学山として新たに談林寺院の中に加わってきている。

## 二 関東十八檀林について

次に元和元年（一六一五）までに十八檀林が揃っていなかった例証として、元和九年四月八日付の増上寺所蔵の法度には、

拵

一、関東中末々諸寺家、以当位之計略、背古来之本寺、当院直末之望雖在之、曾不可致許容候、強而及違儀者、堅惣濱出可被申付、若又他流他派之望至有之者、以惣談可得 上意候事、

一、諸檀林之学侶、背能化之掟悪僧於有之者、引惣談所之被位、永可被停止当流之会合候事、

一、諸末寺住持帰当流以後、於成他流他派者可被処嚴科旨、從兼日能可被申付事、

右之旨雖為從來之 御仕置、弥為制私曲之輩、応 御先判之旨、重而申遣候者也、

元和九年四月八日

城誉（花押）

関東諸談義所并惣門中

とある。これは元和九年四月八日に知恩院の城誉法雲が出した関東浄土宗法度であり、存応死後、廓山の増上寺入山に際して、前の慶長二年の満誉尊照の関東浄土宗法度を再確認したものである。この法度の宛所が「関東諸談義所并惣門中」となっているが、ここでも十八檀林であったかどうか寺院数は明白でない。慶長二年の同法度の宛所は諸談林となっており、談林と談義所は同じものと見なしてよい。更に文中諸檀林とあるが、これは能化を中心にして学侶を養成するところとしている。これをみても古来からの談義所と変りない。とすれば、談義所、談林、檀

林は同じものであり「談林」「檀林」という字句にあまりとらわれなくてもよいようである。ただし、江戸時代に入ると次第に「檀林」が多く用いられるようになっていく。また元和九年の法度の第二条には、「惣談所」とあり、談所の中心になる寺があったことがわかる。これが光明寺であるか、増上寺であるか、この法度だけでは明白でないが、前述したように元和以降は増上寺の勢力伸張が目立ち、元和九年ごろの関東の惣談所は増上寺のようである。これらを見ると、このころの関東浄土宗寺院は増上寺を中心にして諸檀林があり、その下に多くの末寺があったことがわかる。

また『東武実録』所収寛永四年七月二十一日付の法度には、

(前略)

一、百万遍・浄華院・黒谷より執奏之者も、増上寺・其談義所之能化両判之添状を智恩院<sup>(マモ)</sup>へ持参申、右之小本寺へも智恩院より申遣可致出世事、

寛永四年七月廿一日

とある。このころ浄土宗内の執奏は全て知恩院を経ていることがわかる。そして関東の寺院のことは増上寺とその所轄の談義所の添状が必要であった。このころになると浄土宗内は完全に統一化されてきた。またこれによって前述の惣談所は増上寺であったことが明白である。しかしこれらの法度をみても、従来の光明寺に代り、増上寺を関東本山としてその下にいくつかの檀林があったことはわかるが檀林数は明白ではない。寛永十八年十月十五日付の常福寺所蔵の法度には、

掟

一、常福寺、於浄土一宗者、常陸一国之可為本寺事、

一、(徳川家康)権現様三拾五力条之任御壁書、無本寺之地於有之者、急度可被改事、

一、本山江出仕之儀、開山忌之集合并年頭之礼、嚴重ニ可被勤之者也、若於不参之仁者、先末寺之月行事致僉議、

其上住持之請下知、急度可申付事、

右之条々、任先書如斯候、仍如件、

寛永拾八年辛巳十月十五日

増上寺 業誉(花押)

常陸国瓜連常福寺廓円和尚

とある。これは増上寺の業誉還無が常福寺を常陸国の本寺に任命し、家康の浄土宗諸法度に従い、国内の末寺の監督にあたらせている。そして末寺は開山忌と年頭には必ず本寺に出仕することを義務づけられている。このような法度は現在常福寺に残っているだけであるが、当然同様のものが他の檀林にも出されていたものと思われる。このころ増上寺が関東檀林寺院の中で絶対的な地位を占めていたことがわかる。『三縁山事略』所収「御日記(江戸幕府日記)之抜」の慶安二年(二六四九)十一月二十日の条には、

増上寺方丈依 召登 城、是浄土檀林所并大寺無住之处之後住之事、増上寺方丈心次第可被 仰付之旨、上意之趣、伊豆守・和泉守列座有而豊後守伝之、席御白書院縁頼也、

とあり、檀林や大寺の後住は増上寺住持の一存によって決められていたことがわかる。実際に同十二月四日の条には、

増上寺方丈晝登城、於御白書院縁頼、伊豆守・和泉守・豊後守出座、檀林無住之後住被 仰付、

光明寺江勝願寺玄貞、伝通院江大光院規屋、新田大光院江駿府宝台院露日、飯沼弘経寺江新知恩寺知山、三州大樹

寺江駿府報土寺露月、駿府宝台院江増上寺二藤保秀、川越蓮馨寺江同月行事内知閑、瓜連常福寺江同月行事内相閑、

新知恩寺江同月行事内闍隨、鴻巣勝願寺江同番頭玄故、

右之僧何れも招 殿中江伝之、

とある。このように増上寺住持晝晝の推薦によって、それぞれ檀林や大寺の後住が決定しており、増上寺の力は単に関東檀林だけにとどまらず、全国に及んでいたことがわかる。

以上の論述のように、関東十八檀林が慶長七年、または元和元年までに徳川家康の命によって増上寺観智国師存応が一時に制定したとする従来の説には賛成できない。しかし存応の時代に幕府の保護により伝通院・大光院の新檀林が出来ていること、また存応の弟子廓山・了的・吞龍・慶巖・源栄・恵天等が数多く檀林寺院の住持となり、従来の鎌倉光明寺に代って増上寺を中心に檀林制度を再編成していること、特に存応は幕府の力を背景として関東十八檀林の原型ともいえる増上寺を中心とした十六カ寺による檀林制度を在世中に確立しており、存応が関東浄土宗檀林制度の発展に尽した功績は充分評価しなければならない。しかし存応は元和六年十一月に七十五歳で没しており、前述のように十八檀林は揃っていなかったはずであり、また檀林寺院は一時に整備されたものではなく、必要性に応じて順次制定されてきたものようである。しかしこれも幕府の諸制度機構の整備過程と同様に、檀林制度も一定のきまりをもつ必要性が生じてくる。その結果、関東浄土宗白旗派十八檀林として整備される。この十八という数は自然発生的なものであったと思われるが、それが後世家康にちなんだ松平の「松」の十八公、あるいは弥陀の十八願の十八などにこじつけられてくるのであろう。

### 三 名越派檀林について

名越派では矢目（福島県）如来寺、折木（福島県）成徳寺、大沢（栃木県）円通寺、山崎（福島県）専称寺の四箇寺を通称四本山という。如来寺は名越派三祖良山を開山として、建武三年（一三三六）以前に成立した寺で、四本山の中でもっとも早く開かれ、同派発展の拠点をなつた寺である。成徳寺は、如来寺開山良山の弟子良天が元徳二年（一三三〇）に、円通寺はその良天の弟子良栄が応永元年（一三九四）ごろに、専称寺は良山の弟子良就により応永二年に開かれたといわれる。これらの中で九月三日付の知恩院徳誓光然書状を見ると、専称寺は勅願寺となっている。光然の知恩院在世期間から考えて天文二十三年（一五五四）以前のことである。また天正二年（一五七四）六月二十六日付の正親町天皇編旨を見ると、円通寺もこの時に勅願寺となっている。

この名越派四本山はいずれも成立当初から、談義所的性格を持ち僧侶の養成機関であったものと思われる。私は伊勢の樹教寺と安土の浄厳院の事例を紹介して、浄土宗の伝法は江戸幕府によって檀林だけに限定されるまでは、各地の有力寺院がそれぞれ独自の僧侶養成と伝法を行っていたことを考証した。名越派の典籍の奥書や、如来寺に現存する月形函の典籍類をみても、名越派の四本山がそのころ僧侶養成を行っていたことは事実であろう。

しかし、近世初期になると江戸幕府の宗教統制により、各宗派共に檀林にだけ僧侶の養成が認められ、それ以外の有力寺院の僧侶の養成は禁止される。江戸時代に名越派で檀林の特権が認められていたのは円通寺と専称寺だけである。いつからこの両寺だけになったかは明白ではないが、この両寺が檀林であったことを示すもっとも早い史料は寛文十一年（一六七二）正月の檀林連署掟書である。この法度は名越派の両檀林には現存していないが、白旗



派の関東十八檀林の寺に現存している。

この法度には白旗派の檀林と共に名越派の両寺が連署しているので、江戸時代に専称寺と円通寺が名越派の檀林であったことは間違いない。名越四本山の専称寺と円通寺が檀林として残ったのは、この両寺が共に勅願寺であったことが注目されるが、それ以上に地域的に関東、または関東に近接する場所にあったことが大きな理由であろう。成徳寺がいつごろ檀林の機能を失ったかよくわからないが、如来寺は『名越派源流志』所収の「当山世代」をみると、十七世良臥のところに「此時迄檀林」とあり、十八世良本のところに「此ヨリ非檀林」とあるので、この間に機能を失ったのであろう。両者共に如来寺の在世期間はわからないが、十五世良誉が天正元年（一五七三）の寂、二十世良真が正保年間（一六四四～四七）の住持とされているので、天正以降、正保以前に如来寺は檀林でなくなつたのであろう。如来寺は元和五年（一六一九）十月九日付の増上寺観智国師源誉存応定書や、寛永二十年（一六四二）と思われる七月二十日付の増上寺業誉還無書状をみると、元和・寛永ごろには本山・檀林の資格を認められており、これ以降、正保ごろまでに檀林の資格を失つたのであろう。

そして宝永三年（一七〇六）四月には増上寺の湛誉門秀から両檀林に対して二通の名越檀林法度が制定されており、江戸時代を通して両寺が檀林として活躍していたことがわかる。

本論で基本となる史料は鹿沼清林寺所蔵の「名越派入寺帳」である。この入寺帳は破損がはげしく表紙がない。そのため「名越派入寺帳」は便宜上私がつけた名前である。また途中が欠落しており、現存するものは三部からなっている。寛文十年（一六七〇）から記録があり、浄土宗檀林全体からみても貴重な史料である。

栃木県鹿沼市清林寺所蔵の「名越派入寺帳」前書の「位書之事」には、

#### 位書之事

- 一、衆頂并二老、実名仮名可為三枚被位事、
  - 一、無部者道者、經部者大□、(破損)論部者尊者、文句者禪師可為二枚被位之事、
  - 一、玄義者論士、選択者侍者、礼讚者比丘可為一枚被位事、
  - 一、戒臘十八年已上可為無部之事、
  - 一、經部へ十五年二而可為部軼事、
  - 一、論部へ十二年二而可為部軼事、
  - 一、文句部へ九年二而可為部軼事、
  - 一、玄義部へ六年二而可為部軼事、
  - 一、選択部へ三年二而可為部軼事、
  - 一、初学ヨリ二年迄者可為礼讚部事、
  - 一、江湖へ一夏出願之衆者、檀林初新来之可為上座之事、
  - 一、当寺初入寺者不論自他山、入寺錢丁五拾文可出、付、当月行事へ筆錢廿文可相渡事、
  - 一、勤行番者従下座一日一夜宛て急度相勤、掃除等不可懈怠事、若於懈怠者過料廿文事、
  - 一、月行事有合十二人之事、
  - 一、入寺之僧出処寺等可書付事、
  - 一、此帳へ者入寺之僧名計可書事、
- 右之条々、堅可相守者也、

寛文十庚戊年小春廿日

当寺方丈

表1 名越・白旗両派檀林の修学方法

白旗派	年数	名越派	年数
無部	25以上		
論部	22~24		
礼讃部	19~21	無部	18以上
文句部	16~18	経部	15~17
大玄義部	13~15	論部	12~14
小玄義部	10~12	文句部	9~11
選択部	7~9	玄義部	6~8
頌義部	4~9	選択部	3~5
名目部	1~3	礼讃部	1~2
白旗派の檀林入寺 年齢は15歳		名越派の檀林入寺 年齢は20歳	

とある。

これをみると、名越派檀林には衆頂・二老・月行事などの役職があり、修学の段階として無部・経部・論部・文句部・玄義部・選択部・礼讃部の七部があった。そして無部所属者は道者、経部所属者は大□、論部所属者は尊者、文句部所属者は禅師、玄義部所属者は論士、選択部所属者は侍者、礼讃部所属者は比丘と呼ばれていた。礼讃部から順次昇格して無部にいたるのである。この昇格することを部転と呼んでいる。名越派檀林と部転年数は管見ではこの入寺帳が初見である。これらを従来からよく知られている白旗派関東十八檀林の部数と部転年数を比較して表示すると表1の通りである。

白旗派檀林の修学方法は九部構成で所要年数は二十五年以上である。これに対して名越派のそれは七部構成で、十八年以上である。なお、注意を要するのは白旗派檀林の入寺年齢は寛永九年（一六三二）九月二十五日付の増上寺の所化入寺掟書に「拾五歳已前者無用之事」とあり、十五歳であったことがわかる。一方、名越派檀林の入寺年齢は宝暦四年（一七五四）十月付の専称寺定書を見ると、「初入寺之輩者、古来御定法之通、世寿可為式十歳已下」とあり、名越派では古来から二十歳が基準となっていたことがわかる。そのため修学年限に差はあるが、実質的な修学年齢には大きな差はなかったようである。

しかし修学の過程をみると両者には大きな相違がある。

九部と七部という修学年限だけでなく、内容的に大きな相違がある。

まず白旗派各部の修学内容は次の通りである。

**名目部** 初入寺より三年までをいう。ここでは白旗派の教学大成者聖岡の『浄土宗略名目図』と『浄土略名目図見聞』とを用いて勉学する。『略名目図』を用いているのは、浄土宗の立場を広く諸宗と比較して認識させるためである。基礎的段階として仏教の教相判釈を学び、そして善導の釈義に立つところの二蔵二教の教相判釈を理解してゆく。『略名目図見聞』は『略名目図』を註解したものである。

**頌義部** 聖岡の『浄土二蔵二教略頌』『釈浄土二蔵義』『二蔵義見聞』を教科書とする。この部は名目部の教判論をさらに深めたもので、『釈浄土二蔵義』、通称『頌義』を中心にしようである。この著書は浄土の教門を声聞蔵、菩薩蔵の中の菩薩蔵とし、小乗・初分・後分・性頓・相頓の五教の中の相頓教と判じ、事理縦横、事理俱頓、即相不退、見生即無生を明らかにして、極楽無輩品や無生而生などを実義として念仏が諸宗に超過した法であることを述べている。

これまでの浄土宗の教相は宗祖法然の『選択集』以来、専ら聖浄二門、難易二道が用いられてきたのであるが、檀林教学において聖岡の二蔵二教の教相と分類図式的な名目学をはじめて学課としたことは、江戸時代の檀林教学の方向を自然に決定した。

**選択部** 名前のように宗祖法然の『選択本願念仏集』を修学するところである。この席から上読とって論議の高席につくことができる。そのほか重要な註釈書として、聖光の『徹選択集』、良忠の『選択伝弘決疑鈔』、聖岡の『決疑鈔直牒』を用いた。名越派では礼讃部の次に直接選択部に入っている。

**小玄義部** 玄義というのは「観経玄義」であって、善導が『観経疏』四巻を著わし、観経の要義大綱を述べた中で、

第一卷玄義分は観經の細積ではなく、大意・概論を述べたものである。小玄義部ではこの玄義部のはじめの「先勸大衆」から「往生安樂国」までの疏全体の序分にあたる偈頌、即ち十四行偈を修学する。

**大玄義部** 小玄義部で履修した次から、即ち「第一先標序題」から最後までである。一説には小玄義部を「先勸大衆」から「皆蒙解脱」までとし、大玄義部を「然衆生障重」から最後までともいう。いずれにしてもここでは「勸經疏第一卷玄義分」を小大二部に分けて修学する。名越派は小大の区別なく玄義部一部だけである。

**文句部** この部においては、「序分義」「定善義」「散善義」を修学する。

**礼讚部** 善導の「往生礼讚」「法事讚」「般舟讚」「観念法門」等、いわゆる行儀分と称される教科目を修学する。

名越派では礼讚部は入寺直後に修学する部であり、善導の「往生礼讚」など専門的な知識を勉強するというよりは、浄土宗僧侶として必要な法義や声明を学んだようである。

**論部** ここでは天親の『往生論』とその註釈書である曇鸞の『往生論註』を中心に浄土往生の実義を学ぶ。『往生論』は「無量寿経優婆提舍願生偈」といわれて、「無量寿経」一經の別申論のように思われるが、ここでは『観經』『阿弥陀經』の意を含む三經通申論として講釈されている。名越派では三經は経部として別にたてて、論部の上に置いている。『往生論註』は『往生論』の理論的根拠であり、浄土教の高度の論書として難解なものとされ、九部のうち宗乘八部の最後の書として重視された。

**無部** 宗乘八部を修学して、進むべき部がないという意味である。論積の義を極め、宗要に精通したものが到達するところである。そして自由な学問をすることが許されている。

このような白旗派檀林の九部の修学内容をみると、白旗派の修学内容は、まず室町時代に白旗派の教学を大成した聖岡・聖聡の教判論を最初に修学して、それを基本として法然・善導の著作を勉学する手順となっている。

これに対して名越派の修学内容は礼讃部からとなっている。この礼讃部は善導の「往生礼讃」などを勉学するのではなく、名越派僧侶の法義・声明などを修練する期間である。そのため学問的には白旗派のように聖岡・聖聡の教学を学ぶことなく、直接法然の『選択集』から勉学する方法がとられていたことがわかる。これは名越派の派祖尊観が一念業成説を主張し、白旗派の派祖良暁と対立した。そして尊観の弟子明心などが『選択集』を基本とする解釈を大切にしている。そのため名越派の伝書には『選択集』に関するものが多い。名越派の檀林修学の基礎を『選択集』においているのはこのような名越派の伝統によるものであろう。経部とは三部経の修学をさすものと思われ、日本→中国→インド→釈尊というように浄土教の教えを段階的に修学させたのであろう。名越派の修学内容の方が今日的に見れば体系的である。

従来、名越派檀林専称寺の史料は少ないといわれてきた。平成七年に佐藤孝徳氏によって刊行された『専称寺史』所収の史料は編纂史料が多く、直接史料が少ない。これは明治初期の名越派独立運動の際に松岡白雄が参考史料として寺外に持ち出したためである。その史料は白雄が住職をされた榎岡本覚寺と鹿沼清林寺に現存している。特に鹿沼清林寺の史料について従来誰も調査をされていなかったようである。幸運にも清林寺に名越派の初期の入寺帳が残っており、この入寺帳を分析することによって、未開拓であった名越派檀林の僧侶養成の過程の一部を明らかにすることができた。

便宜上、白旗派の関東十八檀林の僧侶養成過程と比較してまとめてみた。

白旗派の修学段階は九部であるのに対して、名越派のそれは七部である。白旗派の修学過程は最初に聖岡・聖聡の教学を学んだ後、浄土宗学を勉強している。名越派檀林の修学方法は直接法然の『選択集』から修学していることが特色である。

なお、檀林の修学方法や内容については、大島泰信編「浄土宗史」〔浄全〕二十卷所収の第五章「宗侶養成、第六章 講学を参照していただきたい。

キーワード 談林、檀林、十八檀林、白旗派、名越派